

公益社団法人大学コンソーシアム石川能登分室使用要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、公益社団法人大学コンソーシアム石川（以下「法人」という。）の「能登分室」の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

- 2 能登分室は、法人の構成員が「能登復旧・復興」に関連する業務を行うために利用するものとする。
- 3 前項の利用を妨げない限度において、この法人の会長が適当と認めた者に利用させることができる。

(利用の優先)

- 4 能登分室の利用に当たっては、第2項に掲げる者を優先するものとする。

(利用の申込み及び許可)

- 5 能登分室を利用しようとする者は、法人の Web サイトから申込を行い、会長の許可を受けるものとする。
- 6 会長は、能登分室の利用を許可した場合は、利用を許可された者(以下「利用者」という。)に別に定める利用許可書を送付するものとする。

(使用料)

- 7 利用者は、下記の使用料を納付しなければならない。

使用料金表（単位：円）

時 間 帯	9 時～13 時	13 時～17 時	17 時～20 時	9 時～20 時
金 額	1,500	1,500	1,000	4,000

(利用許可の取消し)

- 8 会長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。

(補償責任)

- 9 法人は、前項の規定による利用許可の取消しによって生じた利用者の損害については、補償の責めを負わない。

(損害賠償)

- 10 利用者が故意又は重大な過失により施設又は備品等を損傷し又は紛失した場合は、遅滞なく原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用上の遵守事項)

- 11 利用者は、別に定める能登分室利用者マニュアルを確認の上、遵守しなければならない。

(その他)

- 12 この要綱に定めるもののほか、能登分室の利用に関し必要な事項は、公益社団法人大学コンソーシアム石川運営委員会の議を経て、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。